

RCEP で変わるアジアの事業環境

— 企業戦略構築の観点から見た RCEP の意義 —

助川 成也

The Impact of RCEP on the Changing Business Environment in Asia — The Significance of RCEP from the Perspective of Corporate Strategy Building —

Seiya SUKEGAWA

はじめに

2022年1月、東アジアで初めてのメガFTA「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」が発効した。RCEP締結国はASEAN10カ国とパートナー国5カ国の計15カ国であるが、先に国内手続きが完了した10カ国¹で先行的に発効する。2012年11月にカンボジア・ブノンペンで交渉立ち上げが宣言されて以降、交渉は8年もの長期に亘った。RCEP交渉は5つのASEAN+1FTAを土台にし、自由化やルールの上積みを目指したが、交渉にこれだけの期間を要したのは、日中や日韓に代表されるが、一部のパートナー国同士で交渉の土台となるFTAがなく、一からの交渉が求められたことに加えて、電子商取引などほとんどのASEAN+1FTAには含まれていない分野も新たに交渉範囲に含まれたこと、そして「交渉参加国の経済実態や制度、その関心度合いに温度差があったこと」である²。

RCEPについて、世界の経済、人口、貿易の3割を占める15カ国が、貿易・投資障壁を相互に低減させる経済的意義のみならず、電子商取引など未だ世界全体に適用される国際条約が存在しない分野での共通ルール整備、貿易円滑化協定など既に国際条約がある分野では、「WTOプラス」の措置導入によりルール面で質の向上が図られるなど。経済秩序作りの面からも意義がある。本稿では、経済的な側面に加えて、経済秩序面からの意義を検討する。

¹ 22年1月に発効したのは、ASEANではブルネイ、カンボジア、ラオス。シンガポール、タイ、ベトナムの6カ国、パートナー国では日本、中国、豪州、NZ。韓国は2月1日、マレーシアは3月18日に参加。

² METI ジャーナル（2021）。

第1節 RCEPの特徴

1. RCEPとCPTPP

メガFTAであるRCEPは、頻繁に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPPまたはTPP11）と比較され、批評される。その内容は主に、RCEPはCPTPPに比べて、(1)自由化水準が低いこと、(2)「国有企業」や「環境」、「労働」が欠落するなど対象範囲が狭いこと、(3)CPTPPは米国が主導したTPPを日本が引き継いだものである一方、RCEPは中国主導の枠組みで、「中国が書いた国際経済ルール」と主張³されている、等である。まず、それら3点について検討する。

(1) RCEPとCPTPPの自由化水準

RCEP参加15カ国全体の品目数ベースの関税撤廃率（自由化率）は91%である。これはCPTPPの98%には遠く及ばない。もともとRCEPとCPTPPではその成り立ちが全く異なり、その比較はあまり意味をなさない。CPTPPはもともとシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定（TPSEPまたはP4）が源流である。自由貿易の推進で経済成長を遂げてきた小国が集まったもので、「自由化の例外なし」が原則であり、さらに知的財産や政府調達、競争政策等、幅広い分野を含む高水準の経済連携協定（EPA）形成を目指した。

一方、RCEPはASEANと域外のパートナー国とで結ばれた5つのASEAN+1FTAを交渉の土台とし、それらを広域化・重層化したものである。ASEANは後発途上国やセンシティブ産業を抱えており、ASEAN+

³ 浜中（2020）。

IFTA では最初から一定程度の例外設置を容認する等、柔軟性を兼ね備えた緩やかな枠組みであった。例えば、関税削減では、最初にモダリティ⁴等の枠組みを決め、それに従って品目を分類・区分けする。ASEANにとって最初の域外FTAであるASEAN中国FTA (ACFTA) では、品目を大きく、①アーリーハーベスト品目、②ノーマルトラック、③ノーマルトラック2 (関税撤廃を更に2~3年猶予)、④センシティブ⁵品目、⑤高度センシティブ品目、に分けた。特に④と⑤では、品目数や輸入額等で上限を設けた上で、一定水準までの関税削減を行うが、関税撤廃までは求めていない。またASEANインドFTA (AIFTA) では、最初から一定数の「除外品目」枠を設けていた。

一定数の例外を認めるこの方法は、FTAの自由化水準の低下に繋がるが、その一方、長所もある。各国は品目をモダリティに則って選定・区分けする際に一定程度の裁量を有しており、国内の利害調整にかかる時間やコストを最小限に抑えることが可能であった。実際にASEAN韓国FTA (AKFTA) は交渉開始からわずか10カ月で署名に漕ぎつけた⁶。

またRCEP交渉で最も重視されたのは物品貿易である。その一方、サービス貿易、投資における市場アクセスについては、必ずしも高い水準の自由化が実現している訳ではない。これはRCEPがASEAN+1FTAをビルディングブロック (積み石) として構築されてきたためである。ASEAN豪NZFTA (AANZFTA)⁷を除き、各々のASEAN+1FTA交渉は物品貿易やサービス貿易、投資等の一括受諾方式 (シングルアンダーテイキング) ではなく、まず物品貿易協定を交渉し、次いでサービス貿易協定・投資協定へと段階的に交渉を進めてきた。ASEANにとって、特にサービス産業の直接投資 (第3モード)、人の移動 (第4モード) はセンシティブな分野である。物品貿易交渉を先行して進めることは、関税削減とこれらセンシティブな分野を絡めた自由化交渉は難しくなり、ASEAN側にとっても好都合であった。

⁴ FTAにより貿易自由化を進めていく上で、各国に共通に適用されるルールや自由化の方式・水準。

⁵ 高度センシティブ品目 (HSL) は50%までの関税削減を求めていた。関税率が50%未満の品目をHSLに指定すると、実質的に関税削減からの「除外品目」となる。

⁶ 2005年2月にFTA交渉を開始し、同年12月に署名した。発効は2007年6月。

⁷ AANZFTAでは、電子商取引、人の移動、知的財産、競争政策等を初めて対象範囲とした。ほかのASEAN+1FTAでは対象外である。

(2) RCEPの対象範囲

交渉立ち上げ前の2012年8月、「ASEAN経済相 (AEM) + ASEAN FTA パートナーズ経済相会議」でRCEPの交渉範囲を議論した際、豪エマーソン貿易相は「労働」と「環境」を含めるよう強く主張したものの、その場で賛同は得られなかった。同貿易相は帰国後、「交渉が始まれば協定の対象範囲にそれらが含まれるよう働きかけ続けることを (経済相に) 伝えた」と語っている⁸。後日、RCEP交渉会合議長であったインドネシアのイマン・パンバギョ氏 (貿易省通商交渉局長) はRCEP交渉を回想する中で、この会議が「最初の危機的な場面」と振り返っている。この場面では交渉範囲を巡って各国の意見が鋭く対立、大臣のみで別室に移って議論⁹、何とか枠組み瓦解を回避した。

ASEAN+1FTAの経済格差はCPTPPの比ではない。当時、「環境」「労働」はこれから開発を目指すASEAN各国の足枷になることが懸念された。最終的にRCEPでは、多くの国が抱える「国有企業」、そして「環境」「労働」をその交渉範囲から外した。

その一方で、当初は交渉範囲に含まれていなかったが、当時の情勢にあわせて新たに含まれたものもある。具体的には電子商取引である。同分野は国際的なルールはなく、WTOの有志国¹⁰が参加して、電子商取引の円滑化、自由化、信頼性等を確保するルールの策定に向けて交渉中である。それに並行して自由なデータ流通についてはG20で、デジタル課税については経済協力開発機構 (OECD) で、それぞれ議論されている。

RCEPでは、電子商取引を交渉対象に含めるかどうか、含めるとすればどの程度の水準の規律まで許容できるかなどを議論、その中で日本は一貫して経済ルールの質を重視する姿勢を貫き、旗振り役を務めた¹¹。その結果、具体的には後述するが、RCEPでは電子商取引分野において、想定以上の成果をあげた。

(3) RCEPの主導国

RCEPは新聞紙上等で「中国主導」とまことしやかに伝えられてきた。しかし、実際にはRCEPはASEANとパートナー国とのASEAN+1FTAを広域化・重層化する取組みであり、その中心はあくまで「ASEAN」である。

国際政治学の観点から見れば、通常、大国は自らの政治力を最大限に発揮するため、多国間の枠組みを嫌う傾

⁸ 豪貿易省メディアリリース (2012年9月1日付)

⁹ METIジャーナル (2021)。

¹⁰ 2021年2月現在で86カ国が参加。参加国の対世界GDP比で9割超を占める。

¹¹ METIジャーナル (2021)。

向にある。多国間枠組みの中では、大国も共通ルールで自らの行動が制約される可能性があるためである。例えば、米国トランプ政権は TPP やパリ協定からの離脱を進め、また WTO に対しては紛争解決制度に対する不満から、上級委員会委員の任命を拒否し続け、紛争解決機能を不全化させた。

また中国も同様である。特に中国の「核心的利益」に影響が及ぶ可能性がある場合、多国間枠組みで組上にあることを様々な手法を駆使して阻止してきた。例えば、南シナ海のスプラトリー諸島（南沙諸島）は、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイがその領有権を主張している。中国は 2012 年の議長国カンボジアに「南シナ海問題は中国と ASEAN との問題ではなく、中国と一部の国との二国間問題」として扱うよう根回しした。2012 年 7 月の ASEAN 外相会議では、中国寄りの姿勢を採る議長国と領有権を争う ASEAN 加盟国とで議論が紛糾、ASEAN 設立以来、初めて共同声明が採択されない前代未聞の事態となった。「統合体としての ASEAN」の看板は大きく傷ついたので、中国の「ASEAN 分断作戦」は成功し、南シナ海問題で中国対 ASEAN という構図は避けられた。

RCEP について実体的には、ASEAN が中心となって枠組みや交渉の場を提供し、日本等パートナー国が自由化水準やルール形成面を中心に、陰日向になって支えてきた。前述のイマン RCEP 交渉会合議長は RCEP 立ち上げ時、「ASEAN 自身が中心性・主導性を発揮して、CEPEA（日本主導の東アジア包括的経済連携）とも EAFTA（中国・韓国主導の東アジア FTA）とも呼ばない形を目指した」と回想している。また RCEP は ASEAN10 カ国とパートナー国 6 カ国の交渉会合であったにも関わらず、RCEP 交渉会合議長は、ASEAN 側とパートナー国との共同議長方式でも、また持ち回り方式でもなかった。ASEAN 側を代表してイマン・パンバギョ貿易省通商交渉局長が交渉の開始から署名まで一貫して議長を務めた。また同議長は日本について「特にルール面で質を保つための役割を果たしてくれた。日本の強い主張で、合理的なレベルの野心度合いを持つ協定に仕上がった」と評価するなど、パートナー国が側面支援したことがわかる¹²。

2. RCEP の経済効果

(1) 米中貿易戦争下での RCEP の経済効果

当初、16 カ国で始まった RCEP 交渉は、19 年 11 月の首脳会議を最後にインドが離脱、最終的に 20 年 11 月に 15 カ国で署名した。15 カ国であっても経済規模（20 年：

26.1 兆ドル）、人口（22.7 億人）、貿易額（輸出：5.4 兆ドル）について、世界全体の約 3 割を占め、そのほぼ全てで米国メキシコカナダ協定（USMCA）や、欧州連合（EU）を上回る世界最大の地域経済圏である。

米国ピーターソン研究所は、バイデン政権下で米中貿易対立による制裁が続いた場合の経済的影響、RCEP および CPTPP の経済効果を試算した¹³。その結果、世界経済は米中対立により 3,010 億ドル分下押しされるが、CPTPP と RCEP とで各々 1,210 億ドル、2,090 億ドルの経済効果が見込まれ、全体では 290 億ドルのプラスと推計している。

RCEP 単体で見れば。最も経済効果が期待出来る上位 3 カ国は、中国、日本、韓国である。世界の往復貿易額（20 年）において、この 3 カ国は中国が世界最大、日本が第 4 位、韓国は第 9 位である。3 カ国の経済効果が大きい理由は、RCEP により日本と中国、そして韓国との間で初めて関税削減・撤廃が実現するためである。また、現在交渉中の日中韓 FTA についても、RCEP 妥結により交渉のモメンタムは強まることが期待される。また CPTPP もあわせて考慮すれば、その RCEP、CPTPP の両方に参加している日本が最大の経済効果を得るとされている（表 1）。

表 1 RCEP、CPTPP の経済効果（2030 年）

単位：10 億ドル

	所得 (2030 年)	貿易戦争継続			
		米中対立	CPTPP	RCEP15	
世界	133,801	▲ 301	121	209	29
RCEP15	43,516	▲ 284	70	187	▲ 27
ASEAN	5,655	12	41	17	70
豪州	2,590	▲ 1	12	1	12
NZ	264	0	3	1	4
日本	4,924	5	47	46	98
中国	27,839	▲ 304	▲ 28	100	▲ 232
韓国	2,243	5	▲ 3	23	25
インド	5,487	10	▲ 3	▲ 6	7
米国	25,754	▲ 23	▲ 12	10	▲ 25

(資料) 米国ピーターソン研究所

(2) RCEP の日本経済への波及効果

RCEP 単体では、日本は中国に次ぐ経済効果を期待出来るが、これは関税削減効果を中心に計測されたものである。一方、日本政府は 21 年 3 月、RCEP 協定による

¹² MITI ジャーナル（2021）。

¹³ Peterson Institute for International Economics(2020)。

自らの経済効果分析結果を発表した¹⁴。ここでは関税削減等市場アクセス向上による経済効果以外にも、貿易開放度上昇による全要素生産性（TFP：Total Factor Productivity）の上昇、実質賃金上昇による雇用増加、投資による資本ストック増加の効果が加味されている。それによればRCEPにより日本経済は、相当の調整期間を経て、（RCEPがない場合に比べて）最終的にはGDPを約2.7%分押し上げる効果があるとした¹⁵。2019年度の実質GDP水準で換算すると、約15兆円に達する。需要項目別の寄与度は、輸入拡大により純輸出は▲0.3%とGDPを押し下げるが、それ以外の項目（投資：+0.7%、民間消費：+1.8%、政府消費：+0.5%）は全て正の効果となった。

(3) RCEPによる日本のFTAカバー率への影響

日本の貿易額に占める経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）相手国のシェア、いわゆるFTAカバー率（2020年時点）について、日本は2013年に策定した「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」¹⁶の国際展開戦略で「貿易のFTA比率を現在の19%から、2018年までに70%に高める」ことを目標として打ち出した。米国でのトランプ政権の誕生や英国のEU離脱等世界的に保護主義の潮流が強まる中、近年、日本はそれに抗うべく、CPTPP、EU、米国など次々と大型のEPAを締結・発効させてきた。RCEP署名前までFTAカバー率は往復貿易額（20年）で50.9%（輸出：50.8%、輸入：50.9%）であったが、RCEPにより中国分（同23.9%）、韓国分（同5.6%）が加算され、最終的なFTAカバー率は80.4%に達し、日本再興戦略の目標を10%ポイント上回った。RCEP署名により、日本が発効させ、実際に運用されているEPA／FTAは20本にのぼる¹⁷。

日本にとって、RCEPを通じて中国と韓国と繋がる意味は大きい。3カ国は共にWTO加盟国であり、FTA

がない場合、相互にWTOの最恵国待遇（MFN）税率が適用される。日本は先進国でもあり、製造品を中心に多くの品目の関税はMFNベースで既に撤廃されている。日本はWTO加盟国に対して工業品で総品目の47%を無税としてきたが、RCEPによって同比率は中国からの輸入に対し98%（+51%ポイント）、韓国に対しては93%（+46%ポイント）に上昇する。一方、日本のこれら2カ国への輸出について、MFNベースで無税品目比率は中国で8%、韓国で19%であったが、それぞれ86%（+78%ポイント）、92%（+73%ポイント）へと一気に上昇する（表2）。日本にとっては輸入以上に輸出で無税品目比率の拡大幅が大きく、対中国・韓国向けの輸出拡大機運が高まっている。

表2 RCEP発効前後での日本の工業品貿易における無税比率

		輸出		輸入	
		無税品目比率	増分	無税品目比率	増分
対中国	RCEP前	8%	78%pt	47%	51%pt
	RCEP後	86%		98%	
対韓国	RCEP前	19%	73%pt	47%	46%pt
	RCEP後	92%		93%	

（資料）RCEP協定に関するファクトシート（日本政府）

RCEPが発効した場合、日本企業の関税支払減少額はRCEPの関税削減・撤廃の最終年で1兆1,397億円にのぼると推計されている¹⁸。一方、日本政府は農産品と鉱工業品合計で3,159億円の関税収入を失うが、ネットで8,238億円の国富流出を抑えることが可能になる。

第2節 物品貿易の特徴

ASEANは域内のみならず、全てのパートナー国との間でFTAを発効させており、ASEANにとってあえてRCEPを構築する必要性はないように見える。しかし、在ASEAN企業にとって、RCEP締結が期待されていたのは、物品貿易関連では、①企業にとってはASEAN+1FTAとRCEPとで自らに都合の良い協定を選ぶことが出来、ツールとしてのFTAの選択肢が増えること、②RCEPで新たに関税削減・撤廃対象になる品目があること、③RCEP大で「原産地規則」が一本化されること、等があげられる。

2012年8月、ASEAN10カ国およびパートナー6カ国が参加したカンボジアでの「ASEAN経済相（AEM）+ASEAN FTAパートナーズ経済相会議」において、RCEPの「交渉の基本指針および目的」に合意した。こ

¹⁴ 外務省・財務省・農林水産省・経済産業省（2021）。算出の前提条件は、関税撤廃および物流パフォーマンス指標（LPI：logistics performance index）改善による取引コスト低下（日米以外）を政策変更とするもので、直接投資への効果は含まない。また、他の既存EPAの効果は控除している。

¹⁵ ただし、政府はRCEP協定による純効果を求めるに際し、日本が既に締結している経済連携協定による効果を控除している。実際は、日本は韓国、中国以外、全ての国と協定があることから、貿易に関する経済効果は、圧縮されるとみられる。

¹⁶ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

¹⁷ 米国が離脱したTPPは除かれる。

¹⁸ 外務省・財務省・農林水産省・経済産業省（2021）。

ここでは、① ASEAN の中心性の維持、②既存の ASEAN + IFTA よりも相当程度改善、③物品において、RCEP 参加国間の既存の自由化水準をもとに、品目数・貿易額双方で高い自由化率達成、が謳われている。

ASEAN+IFTA をベースに広域化・重層化した RCEP では、物品貿易関連（物品貿易、原産地規則、税関手続き・貿易円滑化）がその中心であるが、サービス貿易や投資などの市場アクセスや、電子商取引などルール形成でも一定程度の成果があった。以降、どの部分が従来の ASEAN + IFTA や WTO を上回るのか等を検討する。

1. 物品貿易での ASEAN+IFTA プラス

RCEP では ASEAN + IFTA の自由化水準をベースに、品目数・貿易額双方で自由化の上積みが求められている。ASEAN 域内では ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) によって既に高水準の自由化を実現してお

り、追加的改善の余地は少ない。2019年9月の ASEAN 経済相会議 (AEM) において、域内の自由化率は先発加盟6カ国で99.3%、後発加盟国で97.7%、ASEAN 全体で98.6%と報告されている。そのため追加的関税削減・撤廃は後発加盟国 (CLMV) のごく一部の品目が主となる。

早川 (2021a) は、RCEP について関税削減・撤廃の最終年における RCEP 税率と既存の FTA 税率とを比較し、RCEP でメリットがある品目の比率を計算した (表4)。それによれば、ASEAN の輸出では、先発加盟国向けでは RCEP で追加的メリットが得られる品目はなく、後発加盟国向けで2~6%程度の品目で、パートナー国向けでは、最大1割弱で、それぞれメリットが生じる。

一方、パートナー国の輸出についても、先発加盟国向けで、特にインドネシアで追加的メリットが得られる品目が1割を超える国がある。また後発加盟国向け、そしてパートナー国向けでは、品目の相当の割合で RCEP によるメリットが得られる。

表3 既存の最低税率 (含 FTA) よりも RCEP 税率が低率な品目数シェア

		輸出国															
		ASEAN 先発加盟国					後発加盟国					パートナー国					
		ブルネイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	日本	韓国	豪州	NZ	
輸入国	先発加盟国	ブルネイ		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.02	0.03	0.03
		インドネシア	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.14	0.11	0.05	0.05	
		マレーシア	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.01	0.04	0.01	0.01	
		フィリピン	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.21	0.05	0.03	0.03	
		タイ	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.07	0.07	0.00	0.00	
	後発加盟国	カンボジア	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45		0.45	0.45	0.45	0.45	0.74	0.74	0.73	0.73	
		ラオス	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04		0.04	0.04	0.01	0.86	0.86	0.86	0.86	
		ミャンマー	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06		0.06	0.12	0.82	0.82	0.82	0.82	
		ベトナム	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		0.07	0.49	0.10	0.29	0.29	
	パートナー国	中国	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		0.81	0.71	0.69	0.00	
		日本	0.06	0.05	0.03	0.04	0.06	0.05	0.08	0.08	0.07	0.43		0.40	0.14	N.A.	
		韓国	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	N.A.	0.67		0.21	N.A.	
		豪州	0.03	0.03	0.00	0.03	0.00	0.00	0.03	0.03	0.03	0.07	0.07	0.06		0.00	
NZ		0.00	0.09	0.00	0.09	0.00	0.00	0.09	0.09	0.09	0.00	N.A.	0.12	0.00			

(注1) 比較する際の既存の最低税率は GSP 税率を除く。

(注2) カンボジアの輸入で用いた関税率表について、ここ数年間の関税削減が反映されていないため、比率が高く出ている。

(資料) 早川 (2021a) を一部加工。

例えば、ASEAN からの対中国向け輸出で、RCEP により関税率など条件が改善した品目は、石化製品 (スチレン、ポリエチレン)、石油・同製品、テレビ受信機器、自動車部品 (自動車用ライト、自動車用点火装置、ディーゼルエンジン、自動車用窓ガラス開け装置) などがある。また日本から ASEAN 向けで改善したのは、

インドネシアで鉄鋼製品 (貯蔵タンク、ばねの一部)、キャンピングカー等、タイ向けで自動車部品の一部 (カムシャフト等)、カンボジアで乗用車の一部、ラオスで乗用車のほとんど、である。

RCEP で初めて関税削減対象になる品目は、RCEP 発効時からメリットを受けられるが、ATIGA や ASEAN

+ IFTA でも関税削減が行われている品目で RCEP が利用されるには、利用企業がメリットを感じる水準にまで関税低減を待たねばならない。最終的には、原産地規則面で管理しやすい RCEP に利用はシフトするであろうが、RCEP の関税率が下がりきる前は、引き続き ATIGA や ASEAN + IFTA が引き続き使われることになる。

2. 複数の関税譲許方式が混在

RCEP と ASEAN + IFTA との大きな違いは、輸出元によって関税率が異なる国があることである。これまで ASEAN が構築してきた 5 つの ASEAN + IFTA では、参加国は他の 10 カ国に同率の関税を一律に適用する「共通譲許方式」を採ってきた。しかし RCEP では、輸出元によって関税率が異なる「個別譲許方式」を採っている国もあり、両方式が混在している。全 15 カ国のうち個別譲許方式を採っている国は、ASEAN でタイ、フィリピン、インドネシア、ベトナムの 4 カ国とパートナー国では日中韓 3 カ国の計 7 カ国である。これら国々に輸出をする際は、製造・輸出国によって関税率や原産地認定条件等が異なる可能性がある。

表 4 RCEP 締約国の関税譲許方式

国・地域	ASEAN	パートナー国
共通譲許方式	ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール	豪州、ニュージーランド
個別譲許方式	インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム	日本、中国、韓国

(資料) RCEP 協定書から作成

個別譲許を採っている国のうち、相手国によってステージング（関税撤廃期間）が異なる場合もある。多くの国はステージング期間を 20～25 年で設定している。その中で中国は基本的に 21 年、対韓国のみ 36 年に、一方の韓国も基本的に 20 年、対中国でのみ 35 年に、それぞれ設定している。これらは同じ RCEP 参加国であっても輸出国によって競争環境が異なる場合があることを示しており、企業はどこで生産すれば有利なのか、また競合相手企業の競争条件の変化などを RCEP の譲許表から、主要な品目ごとに検討する必要がある。

3. 個別譲許方式で採られる税率差ルール

個別譲許の場合、より関税率の低い RCEP 締約国を経由する迂回輸出の発生が懸念される。迂回輸出により本来適用される RCEP 税率が回避された場合、個別譲

許制度自体が意味をなさないことになる。

RCEP では迂回輸出を予防すべく、「税率差メカニズム」を設けている。輸出元に応じて税率が異なる一部特定品目について、どの RCEP 締約国の関税率を適用するかは「税率差ルール」で原産地が判定される。このルールでは、当該一部特定品目について「輸出締約国で原産材料価額の 20% 以上を提供」という追加要件を満たす必要がある。つまり最終輸出国の RCEP 特惠関税を享受するには、同国で少なくとも 2 割の付加価値を付けることが条件となる。この追加要件を満たせない場合、原産材料提供国のうち最大価額提供国が原産国となる。

これら品目に該当する場合、原産材料や付加価値の徹底した把握が必要となり、利用企業の管理負担が増す懸念がある。RCEP 締約国一律で共通譲許方式を採用できなかったことは、原産地証明方式の複雑化という形で利用者にその齎寄せが及んでいる。

4. HS システムの更新を義務化

RCEP の特惠税率は、HS コード¹⁹ 別に細かく定められている。HS 品目表は技術の進歩や新たな概念の製品の登場もあり、5 年に 1 度改正されている。現在、実際の貿易手続きでは HS2022（2022 年版）への移行が進められている。これまで HS の改正の度に凡そ 200～400 品目の番号が変更されている。

通常、FTA における関税削減交渉は、交渉開始時に用いられている最惠国待遇（MFN）関税率表をベースに行われる。RCEP の場合、2012 年に交渉立ち上げが宣言され、実際の交渉は 2013 年に開始された。そのためベースとなる関税率表は HS2012 である。

これまで HS コードは、HS1996 以降、HS2022 まで計 6 回の見直しが行われている。FTA の発効から年数が経過すると、FTA の HS バージョンと貿易手続き上の HS バージョンとが異なることになる。その場合、ASEAN と対話国との間で、FTA の関税率表を最新の HS バージョンに更新する追加的交渉・作業が必要になる。

現在、日本は CPTPP に生まれ変わった TPP を除き、20 本の EPA / FTA を有する。日本はこれまで締結した EPA / FTA について、関税譲許表について HS コードの更新を一度も行っていない。そのため 4 種類の HS バージョンが混在している²⁰。企業は、原産地証明書用の HS コードと貿易手続きで用いる HS コードとを、仕向け先ごとに管理することが求められ、品目によっては極めて煩雑になっていた。企業側の管理負担を軽減する

¹⁹ 商品の名称および分類についての統一システム

²⁰ HS2002 は 9 協定、HS2007 は 4 協定、HS2012 は RCEP も含め 4 協定、HS2017 は 3 協定。

には、協定の関税率表の更新が不可欠である。しかし、これには必ず相手国との交渉が必要になり、メガFTAに注力していた日本はHSコードの見直しに消極的であった。

RCEPはこれまでの協定と異なり、HSコードの見直しを義務規定にした。その結果、HSコードが更新されれば、各国のRCEP譲許表についても一斉に見直し作業が行われることになり、企業にとって煩雑なHSコード管理負担の軽減が期待される。

第3節 原産地証明と税関手続き・貿易円滑化の取り組み

1. 原産地規則で同一品目・同一規則を実現

(1) 原産地規則の統一と簡素化

RCEPの関税譲許方式が複雑であった一方、原産地規則は同一品目・同一原産地規則が実現、原産地証明書申請の際のフォーマットや必要記載事項も統一されるなど、企業の原産地規則の管理負担が軽減されている。これまでASEAN+1FTAでは、製造・輸出拠点がASEANの場合、仕向け国毎に原産地規則が異なる場合もあった。また、輸出の際に取得する原産地証明書についても、フォーマットや必要記載事項がFTA毎に異なり、申請書作成上の負担になっていた。

RCEPでは全体で9種類の原産地規則が用いられているが、中でも「関税番号変更基準4桁または付加価値基準40%」、「関税番号変更基準2桁」、「関税番号変更基準6桁または付加価値基準40%」の3つが主に適用されており、総品目の約8割で用いられている。また複数の原産地規則を企業が選べる選択方式は、全体の65.5%を占める3,410品目で適用される(表5)。

表5 FTA別原産地規則の分布

		品目数			対総品目シェア		
		ATIGA (ASEAN)	AJCEP (日本)	RCEP	ATIGA (ASEAN)	AJCEP (日本)	RCEP
単一方式	WO：完全生産品基準	4	3	164	0.1	0.1	3.2
	CC：関税番号変更2桁		1,479	1,100	0.0	28.4	21.1
	CTH：関税番号変更4桁		416	475	0.0	8.0	9.1
	CTSH：関税番号変更6桁		7	16	0.0	0.1	0.3
	VA40：付加価値基準40%	1	222	39	0.0	4.3	0.7
選択方式	CC / VA40	511	122	288	9.8	2.3	5.5
	CTH / VA40	4,559	2,921	2,410	87.6	56.1	46.3
	CTH / VA40 / TECH (加工工程基準)			78	0.0	0.0	1.5
	CTSH / VA40	129	34	634	2.5	0.7	12.2
合計品目数		5,204	5,204	5,204	100.0	100.0	100.0

(資料) 早川 (2021b)

RCEPの原産地規則はASEAN+1FTAに比べ、より利用し易く、条件が緩和されている品目も少なくない。例えば、綿製ニットシャツは、日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)では関税番号の2桁変更に加えて編み工程が必要であったが、RCEPでは1工程で原産地証明書が取得出来る。CPTPPは3工程、日EU EPAは域内で2工程が求められることから、繊維・アパレル分野への経済効果が期待出来る(表6)。例えば、ATIGAとRCEPの原産地規則を比較した場合、全5,204品目のうち710品目でより緩い条件の原産地規則が適用されている。

表6 原産地規則が緩和された品目例 (対AJCEP)

品目名	HS番号	RCEP	AJCEP
自動車部品 (ギアボックス、 ブレーキ等)	8708	CTH、 またはRVC40%	RVC40%
エンジン	8407、 8408	CTH (一部CC)、 またRVC40%	RVC40%
綿製のニット シャツ	6109.1	CC (= 1工程)	CC + 域内で 編み工程
エアコン	8415	CTH / CTSH、 またはRVC40%	CTH、 またはRVC40%
カラーテレビ	8528.72	CTH、 またはRVC40%	RVC40%
熱延鋼板	7208.1	CTH (半製品か らの変更除く)、 またはRVC40%	RVC40%

(資料) RCEP協定書

(2) 累積

RCEP の原産地規則のもう一つの特徴は「累積」である。これは RCEP の他の締約国を原産とする原材料を用いて生産する場合、その生産された物品の原産判定において、当該「RCEP 締約国原材料」を「原産品」とみなすことが認められるルールである。例えば現地調達が困難な国であっても、RCEP 締約国から調達し、この累積ルールを用いれば、最終製品の RCEP 域内輸出に際し、RCEP 特恵関税率が適用出来る可能性がある。

特に、裾野産業が脆弱で国内調達に難がある国々にとっては貴重なルールである。後発加盟国やフィリピンにおける日系企業の現地調達率は3割にも満たない²¹。これら国々は原材料や部品の大半を輸入で調達する。これら国々の輸入調達全体における RCEP 締約国の割合は、最も低いラオスで 86.8%、最も高いミャンマーで 96.2%に達する²²。これら後発途上国であっても、RCEP の累積ルールを活用することで、輸出を促進することが可能である。この累積ルールは、締約国以外からの調達を締約国にシフトさせる貿易転換効果により、RCEP 域内貿易比率を向上させる可能性もある。

また CPTPP でも採用された「完全累積制度」については、RCEP 全署名国での発効後、見直しが義務化されており、5年以内に検討を終了させることが盛り込まれている。

2. 複数の原産地証明制度を準備

また RCEP の原産地証明制度の特徴は、「第三者証明」および「認定輸出者制度」を採用していること、そして「電子的な原産地証明書」もパートナー国を中心に発行、受理が可能なことである。これらの導入には、後発途上国を抱える ASEAN の実施の可否が大きく影響するが、認定輸出者制度については、20年9月に ATIGA 認定輸出者自己証明制度を ASEAN10 カ国で導入した。また、電子的な原産地証明については、電子的原産地証明書 e-ATIGA フォーム D を 18年1月から準備が出来た国から導入し、20年8月に 10カ国全てで導入が完了した²³。このように ASEAN での進捗を踏まえ、RCEP に措置を移植したのである。

また日本は発効時から「輸入者自己申告制度」を導入するが、他の締約国は発効日から5年以内に導入を検討する。例えば、ASEAN や中国の子会社から日本の親会社向けに出荷する貨物について、子会社側の事務手続き軽減のため、輸入者である親会社側の自己申告での

RCEP 利用が可能になる。

輸出者・生産者による（完全な）自己申告制度についても、協定発効日から10年以内に導入する予定である²⁴。ただし ASEAN の後発加盟国のうちカンボジア、ラオス、ミャンマー3カ国の導入は20年以内と期間的猶予を与えるなど配慮している。これら輸入者および輸出者・生産者による自己申告制度は、ASEAN 各国では現時点で導入されてはいないが、将来的には ASEAN でも制度として構築・導入されることになろう。これら複数の制度の中から企業自らが制度を選択出来ることは、企業の意思決定に幅を持たせ、経営を柔軟化させ、FTA 利用を促すことになろう。

3. 税関手続き・貿易円滑化

ASEAN は 2015 年末に経済共同体 (AEC) を創設した。18年には後発加盟国もごく一部を除き関税を撤廃し、関税障壁の除去作業は一通り完了した。今後、統合の深化を目指す AEC2025 に向けて、サービス貿易や投資の自由化、そして非関税障壁の削減・撤廃などが進められる。

その一方、在 ASEAN 日系企業にとって通関周りが最大の関心事項である。日本貿易振興機構 (2018) によれば、在 ASEAN 日系産業界が AEC の深化で最も期待しているのは、「さらなる通関手続きの円滑化」である²⁵。それらに在 ASEAN 日系企業、特に CPTPP に参加していなかった ASEAN 加盟国に立地する企業にとって、RCEP での税関手続きや貿易円滑化は、事業運営に朗報である。

税関手続き・貿易円滑化について、RCEP では WTO プラス、更には CPTPP プラスの約束もある。まず、HS コード、関税評価、原産地規則などについて、輸入地点の港湾当局や担当者間により、企業側の想定とは異なる判定が行われることもある。これらのリスクを抑えるのが「事前教示」である。CPTPP では申請受理後 150 日以内に判定結果を示すことが約束されたが、RCEP ではそれを更に短縮、90 日以内とした。その判定結果についても、少なくとも3年間有効とした。

通関手続き時間の短縮は、企業にとってコストに直結する重要関心事である。輸入国によっては、貨物到着から引取り許可を得るまでに相当程度の日数を要する場合

²⁴ 10年の延長可能。

²⁵ 在 ASEAN 日系企業 2,428 社のうち、「更なる通関手続きの円滑化」に期待する企業は 53.4% を占め、第1位であった。第2位の「非関税障壁の撤廃」(同 32.9%) を大きく上回った。これに「製品基準、認証手続きのさらなる調和」、「技術者・専門職のより自由な移動」が続く。

²¹ 日本貿易振興機構 (2020)

²² 日本貿易振興機構 (2020)。

²³ 助川成也 (2020)。

がある。日本貿易振興機構（2019）によれば、アジア太平洋地域（但し、中国・韓国は調査対象外）において、輸入にかかる平均通関日数は海上輸送で4.5日で、概して南西アジアの国々が長い傾向にある。RCEP 参加国では、ミャンマーが6.8日で最も長く、これに豪州およびインドネシアが4.7日で続く。極めて限られた一部品目を除き関税が課されていないシンガポールで2.9日であった。

RCEP では通関許可について、可能な限り、物品の到

着後「48時間以内」に、また航空便などの急送貨物については「6時間以内」に、それぞれ引取り許可を義務付けている。これはCPTPPで盛り込まれた規定時間と同じである。ジェットロ調査では、海上輸送で48時間以内、航空輸送で6時間以内を達成しているRCEP締約国はなく、RCEPが発効すれば、通関に要する時間が劇的に短縮され、企業の事業運営に少なからず好影響をもたらすことになる（表7）。

表7 輸入にかかる平均通関日数

輸送モード	ASEAN 先発加盟国					後発加盟国				パートナー国	
	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	豪州	NZ
海上輸送	4.7	3.7	4.8	2.9	4.3	3.7	2.5	6.8	3.8	4.7	4.0
航空輸送	3.4	1.7	1.7	1.8	2.1	-	-	-	2.5	2.3	1.7

(注) ラオスは港湾がなく、周辺国の港湾で荷揚げ、保税陸路輸送するため、海上輸送日数も少なくなると見られる。
(資料) 2019年度アジア・オセアニア日系企業実態調査（ジェットロ）

第4節 ルール形成での取り組み

1. 主要論点で成果があった電子商取引

電子商取引におけるルール形成交渉での論点は、署名が電子的形式であることのみを理由に、法的有効性を否定してはならないとする「①電子契約と電子署名」、事業実施のために行われる情報の電子的手段による越境移転を妨げてはならないという「②国境を越える情報の移転」、自国の領域における事業実施の条件として、サーバー等コンピュータ関連設備を自国の領域内への設置を要求してはならないとする「③データローカライゼーション要件」、ソフトウェアやこれを含む製品の輸入・頒布・販売や利用の条件として、ソフトウェアのソースコードの移転やアクセスを要求してはならないとする「④ソースコードの開示」、最後に、電子的な送信に対して関税を賦課しない「⑤電子的送信に対する関税不賦課」である。

RCEPでは、「④ソースコードの開示」を除き、全てを協定内で約束するなど画期的な成果を残した。ただし②、③については、公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認める場合や、安全保障上の重大な利益の保護に必要であると認める場合を除くとした条件が付されている。

この分野での焦点は、中国の対応であった。中国はこれまで②、③について、2020年1月の米中経済・貿易協定を含めて、FTAでは約束していない。その状況の中、日本は一貫して経済ルールの質を重視する姿勢を貫き、交渉の旗振り役を担った結果、②、③について、中国はRCEPの下で初めて約束、大きな成果となった²⁶。

今回、RCEPに盛り込めなかった④については、参加国で引き続き対話を行い、協定発効後の一般的な見直しにおいて、同対話の結果を考慮して見直しを行うことにしている。ただし、電子商取引については、履行面に関する拘束性を懸念する声もある。電子商取引は紛争処理の対象外であり、浜中（2020）は、「実際ルールが破れているのでないかという疑義がある場合でも、ルール履行の確保を追求する手段がない」としている。

またこの分野は、経済発展やデジタル化の進展度合いが直接的に影響する分野であり、ASEAN後発加盟国の対応の可否が焦点であるが、ベトナムは5年間の、残るカンボジア、ラオス、ミャンマーについては8年間の、それぞれ適用猶予期間を設けた。

2. 自由化方法の見直しに着手したサービス貿易

(1) 第3モードの市場アクセス拡大

一般的に、世界がグローバル化すると、サービス産業・同貿易の存在感は高まる。ASEANにおいても、名目GDPに占める第3次産業の割合は2015年頃には50%を超えた。しかし、必ず通関を経由する物品貿易と異なり、目には見えないサービス貿易の実態を定量的に把握・捕捉するには限界がある。また、世界のサービス輸出額は物品に比べて圧倒的に低いと認識されていた。これらを背景に、サービス貿易の重要性が正しく認識されているわけではない。アジア太平洋地域において網の目のようにFTAが構築されてきたが、その中心はあくまで関税削減・撤廃である。

ASEAN各国はもともとサービス貿易の自由化、特にサービス業の直接投資にあたる第3モードの自由化に慎重であり、ASEAN+1FTAや二国間FTAでも、新たに自由化される分野はごく一部に限られていた。

²⁶ METI ジャーナル（2021）。

しかし ASEAN 各国は、AEC の下でサービス貿易の漸進的自由化を推進、第 3 モードについては、一部を除き少なくとも 70% まで ASEAN 資本を容認した。今回、RCEP において同様の措置を RCEP 締約国にも拡大している。例えば、タイについては RCEP で日タイ経済連携協定 (JTEPA) や日 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) 以上の自由化を約束している。

中でも、保険サービスのうち保険顧問サービス、損失調整サービス、保険数理士サービス、金融仲介関連補助サービスのうち、金融顧問サービスについて、外資比率の制限は「なし」(None) とされている。また当該業種の中の限られた一部も含めれば、50 近い業種で RCEP 締約国資本比率は 70% まで容認される。タイが RCEP 締約国に出資比率規制を最大 70% まで緩和した業種例として、居住型福祉施設サービス (デイケアサービスを除く)、海運貨物取扱サービス、冷凍・冷蔵貨物向け倉庫サービスなどがある。

(2) 自由化に「留保表方式」を採用

RCEP での大きな変化は、自由化方式である。WTO とともに 95 年に誕生した「サービス貿易に関する一般協定」(GATS) での自由化はポジティブ・リスト方式 (約束表方式) が採られ、以降、ASEAN でも ASEAN + IFTA でも同方式を採用してきた。ポジティブ方式の場合、自由化の約束を行う分野とその内容を約束表に記載するが、一方で、参入を制限する規制や措置については、別途国内法で定められている場合があり、外からは見え難かった。

しかし RCEP では、基本的に記載した制限措置・内容以外は自由化する必要があるネガティブ・リスト方式 (留保表方式) への移行が求められている。自由化の留保業種について、その法的根拠が全て明記され、「見える化」の進展による予見可能性の向上が期待出来る。既に ASEAN4 カ国、パートナー国 3 カ国はネガティブ・リスト方式を採用²⁷ し、留保表を公表しているが、後発途上国のカンボジア、ラオス、ミャンマーは発効後 12 年以内、残る国々は 3 年以内に、それぞれ約束表を留保表に転換、公表が求められる。

ASEAN では従来、GATS プラスである ASEAN サービス枠組み協定 (AFAS) をもとに段階的に自由化を進めてきたが、AFAS を内容・形式両面で見直し、ネガティブ・リスト方式を採用、国際水準の ASEAN サービス貿易協定 (ATISA) として強化された。ATISA は 2020 年 10 月に調印し、協定自体は公表されたものの、

²⁷ 既に留保表方式を採用しているのは、ASEAN ではブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール。パートナー国は、日本、韓国、豪州。

各国の留保表は、ASEAN 先発加盟国は発効から 5 年以内、ベトナムは 7 年以内、残る後発国は 13 年以内にそれぞれ策定、ASEAN 事務局に提出することになる。このように ASEAN の自由化の取り組みと RCEP とで歩調を合わせていることが特徴である。

3. GATS プラスの特定措置の履行要求禁止を約束した投資

従来、中国は投資の条件として、投資先企業への強制的な技術移転や関連情報の開示等を要求する場合があった。これら要求は先進国を中心に市場歪曲措置として問題があると指摘してきたが、RCEP ではこの点の改善が約束された。

WTO の貿易に関連する投資措置 (TRIMs) では、特定措置の履行要求 (パフォーマンス要求) の禁止として、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡の要求、為替規制、輸出制限、について明示的に示している。更に RCEP では、原則的に技術移転や関連情報の開示を要求しない規定や知的財産権の使用料であるロイヤリティについて、一定の率や額を要求しない規律が導入されるなど、TRIMs プラスの約束が行われた。

石川 (2021) は、「中国は第一段階の米中経済・貿易協定で技術移転要求の禁止を認めていたが、FTA では中韓 FTA で差別的・不合理な措置のみを禁止した以外認めていなかった。設立前の内国民待遇と強制的な技術移転の禁止は、2020 年 1 月 1 日から施行された外商投資法で規定されていたが、RCEP により FTA で初めて認められたことになる」と述べている。

また投資面での市場アクセスについて、これまでの二国間・複数国間の EPA の投資章や投資協定では約束されていなかったものもある。例えば、ベトナムは製紙分野の投資について、内国民待遇を与えることおよび投資の条件として、輸出要求等を行わないことを約束した。また実務上では既に実現している自由化についても、協定上に明記して改めて追認した。タイでの自動車・自動車部品、家電、産業用ロボット、プラスチック製品等の製造について、外資が出資比率制限なしに参入できることが明記された。協定に明記することで協定が有効な限り、これら分野の外資出資比率制限が行われたとしても、RCEP 締約国は自由化水準が守られることになる。

一方、アジアの多くの FTA や CPTPP にも規定される投資家対国家の紛争解決 (ISDS) については、RCEP には盛り込まれなかったが、発効後 2 年以内に議論を開始する義務を設けた。従来、日本の EPA では、フィリピン、豪州を除き、その多くで ISDS 条項を組み込んできたが、CPTPP で投資許可および投資に関する合意 (政府と投資家の間の契約) を ISDS の適用範囲とする

規定を凍結するなど、一部の国々から ISDS に対する懸念の声があがっており、日本が近年締結した EU や英国との EPA でも導入が見送られている。

4. 履行の確認体制および発効条件

RCEP は 20 年 11 月に 15 カ国で署名され、以降は国内手続きのステージに移った。発効には ASEAN の 6 カ国以上、かつパートナー国の 3 カ国以上がそれぞれ批准する必要があるが、ASEAN 側は 6 カ国目となるベトナムが 21 年 10 月 29 日に批准し、先にその条件を満たしたが、パートナー国では豪州・NZ が 21 年 11 月 2 日に、それぞれ批准書を ASEAN 事務総長に寄託したことで、発効条件を満たし、60 日後の 22 年 1 月 1 日に正式に発効した²⁸。

RCEP では市場アクセスに加えて、ルール形成の面でも画期的な成果となった分野もある。発効以降、重要なのは、RCEP のルール・約束の履行・遵守である。前述の通り、例えば、電子商取引は紛争処理の対象外であり、履行面に関して懸念する声もある。

特に、その懸念は中国に対してのものである。中国は過去に、フィリピンが南シナ海の領有権問題を巡り国連海洋法条約に基づき申し立てた仲裁手続で、仲裁裁判所による国際法違反の判断も「ただの紙くず」と批判し、結果を受け入れていない。また中国の補助金が過剰生産能力を誘発し、市場を歪めている問題について、中国は WTO への通報義務を怠っていると非難されている。

RCEP では「合同委員会」や「事務局」が設置され、また原則的に毎年 RCEP 閣僚会合も開催される。これらを通じて継続的に協定の履行状況を確認、確保することになる。これらの場を通じた他の締約国からのピア・プレッシャー（仲間からの同調圧力）は、協定履行を促す重要な役割を担うであろう。仮に中国がそれら枠組みによる履行要求を無視するなど振る舞えば、国際社会の警戒感をより一層高め、CPTPP への参加²⁹もより困難になろう。

おわりに

日本にとって RCEP は二つの意味で重要な枠組みで

ある。第 1 に日本企業のサプライチェーンは、主に RCEP 域内を中心に構築されており、市場アクセスの向上やルール形成がそれらチェーンの効率化・強靱化を通じて RCEP 締約国地域の競争力強化の重要な役割を担うことである。第 2 に、WTO 多角的貿易交渉が機能不全に陥る中、RCEP は自由化やルール形成を補完するビルディング・ブロック（積み石）の役割を担うことである。自由貿易を推進する日本は、RCEP と CPTPP を用いて、WTO に機能不全を補完すべきである。

もともと RCEP は ASEAN が中心性を発揮し、ASEAN + 1FTA を重層化することで実現したメガ FTA である。RCEP の様々な条項には、ASEAN や ASEAN + 1FTA で時間をかけて積み上げ、磨いてきた各種措置が組み込まれている。特に ASEAN は、民間企業の声や AEC 形成および深化を目的に積極的に吸い上げ、継続的に見直しを行うことで制度を磨いてきた。それら措置は ASEAN + 1FTA に展開され、また RCEP に移植された。

RCEP においても、その下に設置される合同委員会や事務局を通じて、広く産業界のニーズを拾い上げ、RCEP をよりビジネスニーズに合致した制度・ルールに改善・整備していくことが、RCEP をより魅力的でかつ競争力のある経済圏に脱皮させることに繋がる。

また、RCEP による WTO 機能の補完については、日本が貢献出来る。日本は CPTPP と RCEP の両方に参加し、交渉の漂流や瓦解の危機に際しては、粘り強く参加国を説得するなど、常に交渉を牽引、寄与してきた。日本はこれら二つの枠組みの拡大に貢献すべきである。RCEP はインド抜きで署名せざるをえなかったが、日本主導で同国が復帰し易い環境を整備した³⁰。そのほかの国々も協定が発効した 22 年 1 月から 18 ヶ月後の 23 年 7 月 1 日以降、交渉参加が可能になる。CPTPP についても、世界で保護主義的潮流が強まる中、米国の復帰はその潮流を自由貿易主義に戻すインパクトを持つ優先事項である。

特に、「質的に劣る」、「対象範囲が狭い」など指摘される RCEP ではあるが、ピーターソン研究所は、「経済史上最も生産性の高い地域連携となることは間違いない」³¹としている。開かれた形の協定が発効すれば、RCEP に高い関心と求心力が集まることは疑いない。

²⁸ 中国の王文濤商務相は、国内手続きが終了したことを公表した際、「批准が早いほど、各国国民も早く恩恵を受けられる」と語り、早期発効に向けて他の参加国にも国内手続きの加速化を呼びかけていた。（日本経済新聞 2021 年 3 月 9 日付）。

²⁹ 中国・習近平国家主席は 20 年 11 月に開かれたアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議で、「CPTPP への参加を前向きに検討する」と表明した。

³⁰ インドに対して RCEP 締約国は、同国が望む場合、①各国はいつでも加入交渉に応じること、② RCEP の発効日から原交渉国インドの加入のために開放しておく、③関連会合へのオブザーバー参加を容認する、④締約国間で行われる能力向上支援活動に参加可能、などを約束した。

³¹ Peterson Institute for International Economics (2020).

RCEPとCPTPPが両輪となり、双方が刺激し合う形で、自由化およびルールの水準を相互に磨き、高めれば、夢物語と思われていたアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想も、次の目標として近づいてこよう。

参考文献

- 石川幸一 (2020) 「RCEPの意義とは何か」、世界経済評論インパクト。
- 石川幸一 (2021) 「RCEPの評価：包括的で包摂的なFTA」、世界経済評論インパクト。
- 外務省・財務省・農林水産省・経済産業省(2021) 「RCEP協定の経済効果分析」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100162437.pdf>)。
- 財務省・農林水産省・経済産業省(2021) 「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に係る関税収入減少額及び関税支払減少額の試算について」(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/jrcep_kanzei.pdf)。
- 助川成也 (2018) 「ASEANにおける日本企業のFTA利用状況と課題」、『政経論叢』通号第184号、国士舘大学。
- 助川成也 (2019) 「RCEPと日本の東アジア生産ネットワーク」馬田啓一・石川幸一・清水一史編著『アジアの経済統合と保護主義—変わる通商秩序の構図—』文眞堂。
- 助川成也 (2020a) 「15カ国で推進するRCEPの意義」、『世界経済評論』(2020vol.66 No.2/通巻707号)、国際貿易投資研究所。
- 助川成也 (2020b) 「AFTAで自己証明制度を導入」、時事速報2020年9月18日付。
- 日本貿易振興機構 (2018) 「アジア・オセアニア日系企業実態調査」。
- 日本貿易振興機構 (2019) 「アジア・オセアニア日系企業実態調査」。
- 日本貿易振興機構 (2020) 「アジア・オセアニア日系企業実態調査」。
- 浜中慎太郎 (2020) 「RCEP署名は何を意味するか：地経学的見方」、IDEスクエア—世界を見る眼。(https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2020/ISQ2020_039.html)
- 早川和伸 (2021a) 「RCEPは本当に質が低いのか？—関税率の観点から」、アジ研ポリシー・ブリーフNo.140。
- 早川和伸 (2021b) 「RCEPの貿易創出効果—原産地規則の観点から」、アジ研ポリシー・ブリーフNo.141。
- METIジャーナル (2021) 「政策特集：RCEPの世界へようこそ」。
- Peterson Institute for International Economics(2020) "East Asia Decouples from the United States: Trade War, COVID-19, and East Asia's New Trade Blocs". (<https://www.piie.com/publications/working-papers/east-asia-decouples-united-states-trade-war-covid-19-and-east-asias-new>).